

種子島家譜

屋久島関連記事の抜粹(下)

山本秀雄

○宝曆五年(一七五五)乙亥 三月、大山源助、妻子を携へ屋久島に往きて生業を営む。時に高洲の太郎右衛門の船に乗りて將に麿府に赴かん。船を馬毛島に繋ぎて、屋久島の材(平木完料)を拾ふ。馬毛島を発して難風に逢ひ、坊之津に破船す。事、官に達す。即ち捕へらる。五月廿六日、大山源助、囹圄を赦さる。六月朔日、麿府邸より出奔す。

○十月廿日、台所船(平木を載まんが為に屋久島に在り)を屋久島、宮之浦川口に破る。船奉行一人及び船頭等を遣はして事を弁せしむ。

○宝曆六年(一七五六)丙子 二月十五日、松下孝兵衛、船頭と為り、屋久島に於て怠情し船を破るに坐して、寺入(九十日)、水手は科錢(二百文)。

○五月八日、検使肥後与兵衛、屋久島より来りて船を点察し、六月六日帰る。

○宝曆七年(一七五七)丁丑 九月、国老鎌田典膳、命を伝へて云ふ「嚴に屋久島の材を盗むことを禁ずれども止まず。彼の地は種子島に隣る。久芳、宜しく領内を検察すべし」と。○十一月三日、高奉行所令す「今年より種子

島の出物米(デモノマイ)売米なるべし 宗美を屋久島に転輸せよ」と。

○十一月 日者、官、屋久島の材を禁じて嚴令を出すの故を以て、番所を島間浦に構へ、船奉行をしてかはるがはる之を成り、船の出入を監せしむ。

○宝曆八年(一七五八)戊寅 十一月廿一日、屋久島御用船(船主は長田村の八太郎)、難風に逢ひて能野に破る。

○宝曆十年(一七六〇)庚辰 六月 大山善兵衛、浜津脇の茂伝次、窃かに屋久島宮之浦ノ吉右衛門が船の載せ来る所の材を買ふ。事、發覚す。官、命じて、錢各々二貫文を出して罪を贖はしむ。其の余、住吉村の平山仲右衛門、羽島仁右衛門、上妻権右衛門、納官村の鎌田友七、徳永孝次郎、本成寺当住遠寿院、清浄寺の寛正坊、日輪寺の最教院、本光坊、浄光寺の寿海坊、連及。錢を出して罪を贖はしむ。家老西村清兵衛時陽、平山藤左衛門顯友、知覧才兵衛行徳、種子島郷兵衛時英、号令緩怠なるに坐して、科錢各々廿目、久芳も亦、遠慮二日。

○八月、吉右衛門が船の材木を買ふ者を鞫問して、大山善兵衛を古田村に、茂伝次を現和村に追放す。其の余の連及する者、罰、差あり。

○宝曆十一年(一七六一)辛巳 十一月十六日、屋久島の船、池田ノ港に破る。

○宝曆十三年(一七六三)癸未 三月十九日、船改検使町田勘左衛門、屋久島より来りて、一島の船を点検す。四月廿二日、麿府に赴く。

○明和三年(一七六六)丙戌 八月十一日、羽生五角右衛門、河東十郎左衛門、船頭松下満右衛門、自殺す。此の輩を屋久島に遣はして官材を購求せしむ。時に材を私して事發覚、即ち我が有司、締横目と共に議して、將に鞫問に及ばんとす。すでに罪を逃るる所無きを知りて此に及ぶ。水手六人(海士泊の庄八、庄司浦の庄八、浜津脇の次右衛門、島間浦の甚十郎、太兵衛、浜田浦の次五右衛門)、これを牢に繋ぐ。事、官に告ぐ。

○九月廿日、糺明奉行中野織右衛門、黒岩庄左衛門の令を以て、水土海士泊の庄八、庄司浦の庄八、浜津脇の次右衛門、島間浦の甚十



郎、太兵衛、浜田浦の次五右衛門を廳府に送る。屋久島の材を盗むを糺すを以てなり。

○明和四年(一七六七)丁亥 三月、糺明奉行梅上次郎、令を伝へて、屋久島の材を私するの hands 六人を赦す。

○安永三年(一七七四)甲午 四月九日、船改検使黒田市左衛門、屋久島より来る。

○安永九年(一七八〇)庚子 三月、去歲正月廿七日、同じ二月、官、屋久島官庫より賜ふ所の材、詳かに其の始源を書して以て聞せよと命ぜらる。即ち之を書して以て聞す。(一卷は御勝手方に、一卷は屋久島蔵に)。事、左に記す。

○天明二年(一七八二)壬寅 十月六日、官、西村清之丞、中田庄太夫、石黒平兵衛、美座権太夫、国上勘七、宇多津数右衛門、足輕長野利右衛門、石堂太市左衛門をして、各々錢八百文を納めて其の罪を購はしむ。これより先、己亥の年。馬毛島に在りて往來の船を監するの日、日州福島の商船、国禁の屋久島材木を載せて来る。職、当に本島に送りて官に聞すべし。而るに之を告ぐるを懈る。是に於て西村以下八人を庁に召し、其の怠惰を責めて此に及ぶ。

府の検使平野六郎左衛門、屋久島より来りて島の船大小を点検す。

○寛政十年(一七九八)戊午 七月、国上村の小平太、牢に繋ぐこと二百日。去年屋久島船を大原崎に破るの日、窃盜するを以てなり。

○十二月、官、横目種子島権左衛門、時任民衛、船方役人美座伊左衛門、浦役落合四郎左衛門をして各々錢五百文を、国上村横目芝市郎太、川内覚左衛門、黒木惣右衛門、落合惣兵衛をして各々錢三百五十文を納めしむ。去年十二月廿四日、屋久島船を破るの日、処置宜しきを失ふに坐してなり。

○寛政十一年(一七九九)己未 四月、官、家老牧庄左衛門、上妻七兵衛、西村次郎兵衛、高崎孫兵衛、種子島三左衛門をして、錢各々十五匁を出さしむ。これより先、官、米を屋久島に輸すの船、国上村大原野に破る、の時。彼の地に往きて當に監察すべきを失するに坐してなり。

○享和三年(一八〇三)癸亥 五月廿七日、砂坂塩屋の与市、中之塩屋の市十郎、喜平次をして益救島に到らしむ。官、塩を彼の地に煮んと欲し、奉行郡山権助、吉田与十郎、令を伝へて其の業に堪ふる者を求むるを以てなり。

○文化元年(一八〇四)甲子 九月二日、大山、吉井、赤尾木ノ港を發して益救島に赴く。(罪人九人を護送す)

久照 初め庸時 久柄 鶴袈裟 弾正 佐渡 久芳
の子 廿二代

○寛政五年(一七九三)癸丑 三月廿一日、廳

○文化六年(一八〇九)己巳 五月、大坂より

公儀の流人十人可りを国中に放たんとす。流人到的の日、四五人を種子島に、五六人を屋久島に放たんとす。ゆゑに予め領主及び屋久島奉行に命ずべしとなり。事、左に記す。

○文化七年(一八二〇)庚午 三月、江戸の天文者伊能勘解由以下属吏、廻国す。故に御記録奉行得能正助、吾が種子島の凶籍を出さしむ。其の略、左に記す。

○十一月、(付箋)官、天文者伊能勘解由等に命じて、来年三四月より六七月の間に至るまで、屋久島、種子島に渡海し来らしめ、須く之を測量すべしと。事、左に開く。

○文化八年(一八二一)辛未 正月、官、かつて伊能勘解由等に命じ、来りて星斗を測量して里程を定めしめんとす。今又、国老島津安房久備、令を伝へて、延いて酉の年に及ぶことを告げられる。左に開く。

伊能勘解由その外測量御用のため屋久島、種子島に渡海の筈に候処、来る酉の年までに延引仰せ付けられ候段、勘解由申し越し候条此の旨承はるべき向きへ申し渡すべく候。以上。

正月 安房 取次 二階堂左門

○十月八日、屋久島の善左衛門なる者、小舟に乗りて島間村に漂来す。九日、縮方横目白石仲右衛門及び横目美座半兵衛、彼の地に之きて之を按察するに、裸身にして、禪を着けず、言語胡乱、真に狂人なり。しかして舟中

たゞ櫓と朽縞とこれあるのみ。即ちこれに絮服を与ふ。廿七日、足輕をして之を護送せしむ。

○文化九年(一八二二)壬申 三月二日、家老上妻七兵衛宗愛、組頭西村甚五太夫時員、上妻才十郎宗義、寄郡役遠藤壮兵衛、書役武田休七をして、屋久島に遣はして測量の事を候はしむ。

○四月廿六日、測量者伊能氏等、屋久島より島間村に到る。

○文化十年(一八二三)癸酉 七月十三日、米二石を武田休七に与ふ。天文者の事を以て、慶府及び屋久島に往来し、且つ測量中、之に従つて勤勞するを賞するなり。

○文化十一年(一八二四)甲戌 二月四日、国老島津安房久備、久保平内左衛門之正をして此の地に居住せしむるの事を命ず。左に開く。

久保平内左衛門事、子細これあり、種子島へ居住仰せ付けられ候に付き、屋久島帰帆船へ今日乗せ付け差越し、屋久島より小船取り仕立て送り越し、着船の上役人へ引渡し候様申し渡し候条其の通り申し渡され、島元佐渡屋敷辺士に差し置かるべく候。右申し渡すべく候。(佐渡川久照 宗美)

二月四日

安房

○二月廿六日、久保平内左衛門之正、屋久島より至る。すなはち草庵を上西之表花里崎に設けて、之に居らしむ。

○七月、屋久島の材を請ふの事を以て上書す。左に開く。

久道 初め輔時 久徴 鶴袈裟 藏人 美濃 伊勢 久照の子 廿三代

○文化十二年(一八一五)乙亥 十二月九日、国老新納内藏久邦、流人平六を屋久島に徒し、莖永村百姓矢次郎の女を百姓の婢と為せと命ず。

○文化十三年(一八一六)丙子 三月十三日、木綿布二枚、錢三貫文を西村七左衛門時寅に与ふ。流人平六を屋久島に護送せしむ。故に之を与へてその路費を助くるなり。

○文化十四年(一八一七)丁丑 正月廿五日、土橋孝右衛門、兒玉主藏、足軽川畑平藏、篠崎萬次郎を携へ、屋久島より島間村に至り、廿七日赤尾木に達す。平六、彦四郎等を推鞠せんが為なり。

○土橋氏、兒玉氏、彦四郎、市五郎等を拷問す。是に於いて、彦四郎と平六と相議りて嘉四郎を刺殺し、偽つて病死する者の為し、又帯を以て庄五郎を縊殺するの事、尽く白状す。○二月十二日、土橋氏、兒玉氏、屋久島に帰る。

○三月廿日、土橋孝右衛門、兒玉主藏、書を吾が家老等に贈りて、罪人平六、彦四郎の事を、吾が家老、横目に令す。左に開く。

○文化十五年(一八一八)戊寅 正月十五日、

官、罪人平六等が牢を破るの時、此の事に与る諸有司、且つ庄五郎の骸を監察する横目、上書して警衛の緩怠、監察の密ならざるの罪を謝すべしと命ず。

○同日、向に屋久島に送るの罪人平六を迎へ取り、獄に下して、宜しく厳に警衛すべしと命ず。

○廿五日、家老、横目上書して、罪人、牢を破ること及び彦右衛門の骸を檢察するの密ならざるの罪を謝す。事、左に開く。

○二月八日、横目平内二郎太夫、種子島大五郎、兵具奉行東市郎右衛門、足軽大瀬源兵衛、鮫島金左衛門、罪人平六を捕へ来らんが為に屋久島に赴く。

○四月朔日、平山二郎太夫、種子島大五郎、罪人平六を捕へて屋久島より帰る。即ち獄に下す。

○四月廿五日、官命を奉じ、検使横目渡辺源十郎、種子島三左衛門、物頭日高源七郎、美座善兵衛をして、流人平六及び嘉四郎の骸、大山彦四郎を能野浜にて磔にし、鮫島源之進の妻を梟首せしむ。

○文政二年(一八一九)己卯 八月二日、横目土橋孝右衛門、同心貴島喜三次、隈元直右衛門、臼井孫之進、入佐鉄之助、鎌田藤五郎、屋久島より、公儀の流人寅吉、亀次郎を護送し来る。家老西村源五右衛門時照、種子島五郎左衛門政賢、横目平山二郎太夫、時任民之

允、之を迎へ、兵具奉行日高源七郎、美座十左衛門、内横目下村新五郎、落合嘉左衛門、足軽等をして、罪人を受けしむ。

○文政五年(一八二二)壬午 二月廿日、屋久島(宮之浦)の龜太郎の船、官米を載せて慶府に到り、回るに及んで風浪俄かに起りて東西を知らず。遂に島間村大星崎に漂到して破る。

慶府の士相良甚五右衛門溺死、其の余江田源助、五代専之進、大牟田善兵衛、塩津庄左衛門、河添喜八は僅かに命を保つことを得たり。

島間村ノ村吏、急使を以て之を告ぐ。締方横目伊集院清之助、国分与左衛門、吾が横目時任右源次、種子島大五郎、彼の地に到りて之を監察し、以て官に告ぐ。

○文政十二年(一八二九)己丑 二月廿一日、島間浦の舟一艘、島間倉米を府下に漕運せんと欲して出舟、風波烈しくして屋久津に於て舟を破る。是に由り物奉行渡辺源十郎及び代官役一人を遣はして之を点検せしむ。

○文政十三年(一八三〇)庚寅 正月十六日、慈遠寺焼失するを以て上疏して姑く屋久島の材を買ふことを止んと請ふ。事、左の如し。

口上覚

一、平木式拾五万丁

一、杉完◇五丁

右二行、種子島慈遠寺諸堂、方丈、台所修補用の為、三ヶ年に一度づつ屋久島御◇◇所より申受け来り候。文政十年亥正月十六

日差出しにて申受け候。御例の通り当年申受くる筈にて御座候処、去る五日の夜、諸堂並びに方丈、台所まで残らず焼失に及び、早速御届け申上げ次第に御座候。右に付き諸堂仮作り等仕り申す筈に御座候へば、過分の入価にて平木申受けの手便御座無く候に付き、延御断り申上げ候。追々諸堂建立仕るべき儀に御座候故、其の節御頼み申上ぐべく候間、当年の儀は延御免仰せ付け下さる様、申上げ下さる儀、願ひ上げ奉り候。以上。 再生院

文政十三年子正月十六日

寺見廻 西村甚四郎

右の通り申出候間、この段申上げらるべく候。以上。

正月十六日 前田太兵衛

知覧才兵衛殿

○天保二年(一八三一)辛卯 正月十一日、官、屋久島蔵火消及び新橋、柵門の守衛を命ず。

○天保三年(一八三二)壬辰 九月廿七日、西之村の郷士河東新右衛門、寺入七日。西之村の彦左衛門が船、逆風に遇ひて屋久島に漂到す。帰るに及んで、横目河野林右衛門、札改

検使日高源太夫に贈るの書信を託す。新右衛門、彦左衛門をして之を達せしめざるを以てなり。(屋久島は、官、猥りに往来するを禁ずる地なり。故に河東、之を匿さしむるものなり)

○十一月廿七日、国老諏訪治部武教、西之村

ノ郷土鮫島五右衛門、赤尾木の足軽古市喜右衛門をして、各々科銭五百文を納めしむ。さきに屋久島の五郎右衛門が船、飛魚を載せて種子島に到る。五右衛門、之に教へて上之関に商はしめ、且つ喜右衛門をして夥長と為りて水路を導かしむ。故に之を坐するなり。

○閏十一月十四日、横目久木田主右衛門、屋久島より島間に到り、十五日、赤尾木に達して、西村周左衛門が坂井村の周五郎を殺すの事を鞫問す。

○廿八日、久木田主右衛門。屋久島に帰る。

○天保四年(一八三三)癸巳 十月廿四日、納官村ノ浜津脇浦の休七が船(三枚帆)、平木を載みて、屋久島宮ノ浦より帰帆の中途、逆風に遇ひ、颯娃牧之内村に於て破船す。事、官に聞す。

○天保六年(一八三五)乙未 六月廿三日、島間浦の庄作、科仕三七日。屋久島ノ船来るの日、彼の輩と売買するを坐するなり。

○天保八年(一八三七)丁酉 三月廿九日、官、屋久島本隆寺住職本信院日香を以て大会寺住職と為す。事、左に開く。

○五月三日、麿府の土児玉源五右衛門、野添仲兵衛、来る。五日、島間浦に赴き、彼の地より船を催して(船賃、水手賃等、官庫より出づ)、七日、屋久島に赴く。

○六月四日、本信院日香、屋久島より来つて

大会寺に入院す。

○七月十三日、現和村ノ庄司浦の漁舟、大泊より帰り、告げて曰く。異国船、山川の児ヶ水の辺に到来し、本府より軍勢を發して処々に警衛す。大泊に於ても亦三百人許りを以て不虞に備ふ。吾曹、之を告げんが為に風浪を犯して帰来すと云ふ。是に於て組頭、横目を政府に召して、不虞の備へを議す。十四日巳

ノ刻、国上村、急使を以て告げて曰く。馬毛島と屋久島との間に一巨船を見ると。住吉村も亦之を告ぐ。故に政府に会して其の備へを定む。晩に及んで国上村より告げて曰く。すでに西洋に向つて奔りさり、その行く処を知らずと。

○八月十日、本府の横目種子田源助、屋久島より流人を護送し来る。家老前田太兵衛、西村甚五太夫、之を迎接す。

○十二月十九日、上中之村中之塩屋の長市をして科銭二百文を納めしむ。密かに屋久島に渡海す。これを坐するなり。

○同日、上中之村中之塩屋の休蔵、揚ゲ船を召しあげ、旅行を止むること三年。屋久ノ人の宿を設け、米を買ひ与へ、かつ密かに屋久島に渡海す。此を以て之を坐するなり。

○同日、東市街の池田休太郎をして科銭一貫文を納めしめ、旅行を止むること三年。住吉浦より船を借り、商売の為に密かに志布志に渡海す。又、西瓜を積み密かに屋久島に渡

海す。故に之を坐するなり。

海す。故に之を坐するなり。

○同日、荃永村岩坪善之進、安納村本蓮寺に寺入一年。屋久島ノ人に米を買ひ与へ、又自が米を売る。此を以て之を坐するなり。

○天保九年(一八三八)戊戌 二月廿五日、上中之村ノ中之塩屋の休蔵が船を収む。法を犯して、しばしば屋久島に往来するを罰するなり。

○八月廿八日、初め屋久島に放たる所の公儀の流人弥三郎、当地に移さるるを以て本府の横目野村源兵衛、重田市助、之を送り来る。

○九月三日、野村源兵衛、重田市助、屋久島に帰る。

○十二月十二日、島間浦の惣太郎をして科銭三百文を納めしむ。嘗て上西之村の与右衛門が船、屋久島に漂到す。帰港の日、船奉行、家に在らず。宜しく村吏に告ぐべくして告げず。故に之を罰するなり。

○天保十年(一八三九)己亥 十二月七日、異国船一艘(唐船か)、西之村に漂着し、門倉岬を過ぎ、前之浜に到りて船漸く沈没す。船上の人すべて伝馬に乗りて將に上陸せんとす。風暴く波洪いにして岸に近づくを得ず、南洋に向つて流出す。即ち舟を促して之を救はむと欲るも及ばず。本船も亦西南に流る。晩に及んで風涛益々起り、且つ雪を促して天地昏暗、竟に行く所を失す。島間在番西村九郎時起、飛札を以て達す。八日、家老西村甚五太

起、飛札を以て達す。八日、家老西村甚五太

夫時員——以下二十名、他は略す——夜半西之村に到りて、詳かに村吏の言を聴き、人をして中之村、荃永村、平山村の海辺を成らしめ、又船を促し、緒方権藏を屋久島に遣はして異国船の事を捜聞せしむ。

○天保十一年(一八四〇)庚子 一月十六日、屋久島より飛船帰る。彼の地の訳者塚田藤太郎来る。

○十八日、小舟を促して御兵具方与力坂口源七兵衛、足輕熊元六郎兵衛、屋久島の訳者塚田藤太郎、屋久島に赴く。訳者藤太郎が、唐船の楷木、屋久島に漂来すと言ふを以てなり。

久珍 時珍 報七郎 弾正 養子 廿四代

○天保十四年(一八四三)癸卯 二月廿七日、家統を継ぐを賀して、米を屋久島に売るとの徒を赦す。西之村の犀川甚作(郷士)……以下三十五名、他は略す。

○同日、西之村の鯨島五右衛門、増田村清浄寺に寺入三七日。法を犯して米を屋久島に商ふを坐するなり。五右衛門、米を屋久島に商ふの長たり。家統を継ぐを賀し、一等を宥めて茲に及ぶ。

○弘化二年(一八四五)乙巳 八月、公儀の流人小重太、竹藏、富三郎、幸吉、西之村の岩次郎なる者の舟を盗み、之に乗りて出奔す。初め十日の夜より其の在る処を知らず。遍く搜索すれども得ず。是に於て廷に告ぐ。即ち

締方横目坂元吉左衛門、羽田孫助、吾が横目西村休八、西村十左衛門、西之村に到り、村吏を召して仔細を問ふに、曰く。十日の夜より其の処を知らず。遍く之を索むれども得ず。彼の輩の謫居を察するに一器の存するもの無し。且つ岩次郎なる者、舟を失ひ、藏する所の楫櫓も亦これ無し。想ふに必ず彼の輩、之を盗んで出奔するものならんと。是に於て之を官に聞す。且つ隣島なるを以て、横目森周右衛門、物頭羽生岡右衛門をして屋久島に到りて之を索めしむれども得ず。

○弘化三年(一八四六)丙午 七月十九日夜、屋久島の鯉船一艘、荃永村に漂到す。唐物方締横目玉利喜左衛門、締方横目羽田孫助、坂元吉左衛門、吾が横目種子島友之助、西村休八、彼の地に赴きて其の故を問ふ。曰く、舟中二十四人、十七日、洋中に釣して忽ち大風に遇ふ。故に放流して飲食を絶ち、死者十人存者十四人、幸にして此の地に漂到す。而して起つこと能はざるもの数人なりと。即ち衣服を与へ、病む者は医をして薬餌を与へしむ。舟破れて乗るべからず。別に小舟を促して將に之を送らんとする時に屋久島より之を尋ぬる小舟到る。即ち之に乗りて帰る。事、官に聞す。

○嘉永四年(一八五二)辛亥 六月四日、官使、白煙硝方検分役渋谷甚十郎、下吏凶師代助、丁夫五人、屋久島より来る。

久尚 鶴袈裟 初め以時 久珍の子 廿五代
○安政三年(一八五六)丙辰 正月八日、屋久島一湊の商船(四枚帆、船主は亀市、船頭は好太郎、水工三人、便人三人)、颶に安城村の洋に遇ふ。船、岸に至りて遂に破れ、舟人僅かに身を以て免る。

○十六日、米四斗を庄司浦の水工十八人、田之脇の水工廿六人に与ふ。是より先、屋久島の商船、颶に安城村の洋に遇ふや、此の輩、多方周旋して之を救ひ、遂に覆没するを免るを得たり。故を以て能く其の勞に服するを賞するなり。

○安政六年(一八五九)己未 四月廿二日、東町の小田原孫次を罰して本成寺に寺入二七日、且つ米三石六斗を納めしむ。上中之村の善助、罰錢一貫文、米四斗。さきに米を屋久島の人に売るを以てなり。

○同日、上中之村大川の岩太郎、罰錢五百文を納む。屋久島人の請に因つて、其の買ふ所の米を大川に運致するを以てなり。

○五月十八日、上中村の足輕河野喜兵衛を罰して浄光寺に寺入二七日。小田原孫藏の請に因つて其の米を屋久島人に売るを以てなり。

○八月十五日、官の郡奉行黒葛原源助。書役川田甚四郎等、祖母夫人の請に因つて、恵良部より来りて吾が島の諸子瀬港口ノ涛勢の難易、地形の広狭を量る。將に波止を築かんとするを以てなり。

○万延元年(一八六〇)庚申 四月十五日、さきに祖母夫人、官に就いて塩を屋久島にひさがんことを請ふ。官、屋久島奉行をして其の可否を決せしむ。是に至りて官、之を許し、且つ屋久島奉行の官に奉る所の書を示す。左に挿入す。

○十一月十三日、是より先、飢饉にて、穀を他州にひさぐことを禁ず。浜田喜八、増田村の市助なる者の商船を借り密かに米二十石を載みて屋久島に商ふ。是に至りて事露はる。因つて罰錢三百二十文を納めしめ米二十四石を籍没す。連逮して喜八の伴当次助、罰錢一貫文。屋久島に赴きて販鬻を司る者なり。水稍増田村の庄市、三百文。船主市助、一貫文。○文久二年(一八六二)壬戌 六月廿八日、是より先、塩を屋久島にひさがんことを請ふ。是に至りて期満つ。復重ねて之を請ふ。官、之を許す。原書、左に記す。

○文久三年(一八六三)癸亥 二月晦日、官、告ぐ。頃日、英夷長崎に抵りて、種子島、屋久島を測量せんことを請ふ。鎮台許さず。夷船又転じて江戸に指ふと云ふ。或いは種子島、屋久島に至らんも亦知るべからず。若し至らば則ち慎んで平日令する所を守り、軽々しく鬻端を啓くこと勿れと。しか云ふ。

○元治元年(一八六四)甲子 五月廿四日、聞く、頃日、官、將に屋久島ノ産する所の物貨を奪せんとすと。因つて用頼ミ美代藤兵衛を

して我が船(八石船)を屋久島に遣すは、則ち其の由来する所あるものを分疏して、以て以往も亦旧慣に仍らんことを請ふ。原書左に記す。

○廿二日、上書して、塩を屋久島にひさがんことを請ふ。官、之を許す。原書左に記す。

○慶應元年(一八六五)乙丑 十一月十二日、廚船、港を發す(更代船)。洋中、颶に遇ふ。幸に屋久島に至りて免る。是の秋、諸司の麿邸に役する者、艤して以て風を待つ。九月より十一月に至るまで未だ便風を得ず。衆皆瓜

代の期に愆はんことを憂ふ。此の日、天色昏黒、然れども風頗る順なり。命じて纜を解かしむ。舟人ら肯んぜず。之を強ふ。時に副船甚だ小なり。船長某、堅く執りて可かず。是に於て其の乗る所の者、皆徙りて大船に攀る。乃ち風濤を犯して發す。馬毛島を距ること五里ばかり、風雨益々急にして船幾ど覆らんとするもの数々なり。乃ち帆を収め舵を縛し、出沒掀舞すること三昼夜。十四日黎明、屋久の洋に至る。島を去ること里ばかり。潮勢逆行して船進まず。乃ち大洋中に碇す。既にして島人ら快舸二隻をして来り救はしめ、而して相慰めて曰く、吾曹も亦先公の遺民なり。今日の事、豈努力せざらんや。諸君其れ少しく安んぜよと。乃ち繩を本船に施して之を挽く。船行くこと箭の如く、転瞬の間にして安房河に入りて泊す。衆皆相賀す。其の年十二

月、屋久島を發す。亦風不順なるに遇ひて種子島に帰る。明年二月、始めて麿府に抵るを得たり。

○明治元年(一八六八)戊辰 四月八日、西之村、蒸氣船あり屋久島の東南角より直ちに佐多洋を指して去ると報ず。船尾接連し炭烟相掩ふ。故に其の多少弁すべからずと雖も、然れども蓋し十四五隻を下らずと云ふ。政府、時方に兵警相繼ぐを以ての故に、急に走舸を以て之を本籍に告ぐ。

○明治二年(一八六九)己巳 是より先、官、仏教を排斥す。是に至りて本島所在の梵刹釈寺、悉く廢毀に従ふ。而れども本源寺の如きは則ち文明己丑の年、金山公の創むる所にして、金山公以下累世の墳墓あり。昔、金山公仏教を尊信して尤も日蓮派に帰依し、之を本島及び屋久、永良部三島に施す。因つて本源寺を創め、廟を寺後に作り……以下略す。

時丸 久尚の子

廿六代

守時 久尚の子

廿七代

○明治廿三年(一八九〇) 九月廿二日、守時君、屋久島樟川の温泉に往く。高崎吉十郎、桜井元可、従ふ。鎌田徳之助宅に寓す。

○十一月七日、守時君、屋久島より帰る。

(完)